

III

学費免除等 ・奨学金制度

1. 高等教育の修学支援新制度に基づく
入学料・授業料減免制度 25
2. 鹿屋体育大学独自の入学料免除・徴収猶予制度 30
[新制度対象外入学者対象]
3. 鹿屋体育大学独自の授業料免除制度 31
(令和8年度前期分) [新制度対象外入学者対象]
4. 学業成績優秀者に対する授業料特別免除制度 32
(令和8年度) [大学院博士課程入学者対象]
5. 奨学金制度 33

1. 高等教育の修学支援新制度に基づく入学料・授業料減免制度

令和2年度から、日本学生支援機構（JASSO）の給付奨学金を申し込み、支援対象者の認定を受けることで、入学料減免、授業料減免および給付奨学金の支給を受けることができる「高等教育の修学支援新制度」が開始されています。また、令和7年度から開始された「多子世帯に対する大学等の無償化」については、前述のJASSOの給付奨学金に申し込み、支援対象者の認定を受けることで、入学料及び授業料が全額免除となるものです。区分によって、提出書類および入学料等の納付時期については以下のとおり取り扱いますので、支援を希望される場合は、必ず手続きをお願いいたします。

なお、修学支援新制度にて入学料および授業料の免除を希望し、下記書類を提出される場合は、事前の入学料の納付（入学手続期間内での納付）は行わないようお願ひいたします。

【入学料】

| 区分 | 必要書類 | 入学料納付時期 |
|---|---|--|
| ① JASSOの給付奨学金の予約採用を申し込み、採用候補者となっている場合 | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（A様式1）」※1 ➢ JASSOからの認定通知のコピー | 減免対象者の認定通知後（令和8年7月予定） |
| ② 入学後にJASSOの給付奨学金の在学採用を申し込みの場合 | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（A様式1）」※1 | 減免対象者の認定通知後（令和8年7月予定） |
| ③ JASSOの給付奨学金の申込資格※2を持たない学生（大学院生、外国人留学生等）で、本学の入学料免除・徴収猶予を申請する場合 | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 入学料免除申請書／入学料徴収猶予申請書 (詳細は30ページをご確認ください。) | 入学料免除／徴収猶予の選考結果通知後 (令和8年5月下旬／徴収猶予者は令和8年8月末予定) |

【授業料】

| 区分 | 必要書類 | 前期分授業料納付時期 |
|--|---|-----------------------------|
| ① JASSOの給付奨学金の予約採用を申し込み、採用候補者となっている場合 | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（A様式1）」※1 ➢ JASSOからの認定通知のコピー | 減免対象者の認定通知後（令和8年7月予定） |
| ② 入学後にJASSOの給付奨学金の在学採用を申し込みの場合 | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（A様式1）」※1 | 減免対象者の認定通知後（令和8年7月予定） |
| ③ JASSOの給付奨学金の申込資格※2を持たない学生（大学院生、外国人留学生等）で、本学の授業料免除を申請する場合 | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 授業料免除申請書 ほか (詳細は31ページをご確認ください。) | 授業料免除の選考結果通知後 (令和8年7月予定) |

※1 「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（A様式1）」は、大学ホームページの[入学手続ページ内「様式一覧」](#)からダウンロード（印刷）してください。

※2 給付奨学金の申込資格については、「日本学生支援機構給付奨学金の申込資格」[26ページ](#)にてご確認ください。

日本学生支援機構給付奨学金の申込資格 (大学等への入学時期等に関する基準、在留資格等に関する基準)

次の(1)および(2)の両方に該当する人が申し込みます。

(1)大学等への入学時期等に関する基準

以下の①～③のいずれかに該当する人

① 高等学校等（※1）を初めて卒業（修了）した日の属する年度の翌年度の末日から大学等へ入学した日（※2）までの期間が2年を経過していない人

※1 高等学校等とは、国内の高等学校（本科）、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）及び専修学校の高等課程（修業年限が3年以上のもの）を指します（インターナショナルスクールや在外教育施設等は含みません）。

※2 現在在学する大学等に編入学又は転学した人は、編入学又は転学する前に在学していた学校に入学した日とします。なおこの場合、編入学又は転学する前に在学していた学校を卒業又は修了等した後1年以内に現在在学する大学等に編入学又は転学している必要があります。ただし、学士を取得した後に、学士入学や学士編入学をした場合は、支給の対象とはなりません。

例えば、以下のような人が対象となります。

- ・2024年3月に高等学校等を卒業 → 2026年度末までに大学等へ入学した人
- ・2023年3月に高等学校等を卒業 → 2025年度末までにA短期大学へ入学し、A短期大学を卒業後1年以内にB大学へ編入学した人

② 高等学校卒業程度認定試験（以下「認定試験」といいます。）の受験資格を取得した年度（16歳となる年度）の初日から認定試験に合格した日の属する年度の末日までの期間が5年を経過していない人（5年を経過していても、毎年度認定試験を受験していた人を含みます）で、かつ認定試験に合格した日の属する年度の翌年度の末日から大学等へ入学した日までの期間が2年を経過していない人

③ 以下のA～Cのいずれかに該当する人（その他、外国の学校教育の課程を修了した人など）

A 学校教育法施行規則第150条に該当する高等学校等を卒業した人と同等以上の学力があると認められる以下のいずれかに該当する人であって、それに該当することとなった日の属する年度の翌年度の末日から、大学等へ入学した日までの期間が2年を経過していない人

(ア) 外国において学校教育における12年の課程を修了した人又はこれに準ずる人で文部科学大臣の指定したもの

(イ) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した人

(ウ) 文部科学大臣の指定した人

B 学校教育法施行規則第150条又は第183条に規定する以下のいずれかに該当する人であって、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）に在学しなくなった日の翌年度の末日から、大学等へ入学した日までの期間が2年を経過していない人

(ア) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した人であって、当該者をその後に入学させる大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(イ) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した人であって、当該者をその後に入学させる専修学校において、高等学校を卒業した人に準ずる学力があると認めたもの

C 学校教育法施行規則第150条又は第183条に規定する以下のいずれかに該当する人であって、入学した日が20歳に達した日の属する年度の翌年度の末日までのもの

(ア) 大学において、個別の入学資格審査により、高等学校等を卒業した者と同等以上の学力があると認めた人であって、18歳に達したもの

(イ) 専修学校において、個別の入学資格審査により、高等学校等を卒業した人に準ずる学力があると認めた人であって、18歳に達したもの

【次のページにつづく】

(2) 在留資格等に関する基準

外国籍の人は、在留資格が次の①～④のいずれかに該当する人のみ申込みができます（日本国籍の人は、上記（1）を満たせば申込みができます）。

申込みの際は、在学する学校（または出身校）を通じて、在留資格及び在留期間の記載がある「住民票の写し」（原本）または在留カードのコピーの提出が必要です（※1）。

① 法定特別永住者（※2）

② 「永住者」、「日本人の配偶者等」または「永住者の配偶者等」である人（※3）

③ 「定住者」であって、将来永住する意思がある人

④ 「家族滞在」である人（※4）（※5）

※1 申込日時点での在留期間が経過している場合でも申込みはできますが、在留期間の延長が認められた書類の提出が必要です。在留期間の延長が確認できるまで、給付奨学生の選考・採用は保留（一定期間経過後は不採用）となります。なお、法定特別永住者又は永住者は、提出書類に在留期間が記載されている必要はありません。

※2 法定特別永住者は、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」（平成3年法律第71号）に定める法定特別永住者を指します。

※3 在留資格は「出入国管理及び難民認定法」（昭和26年政令第319号）の定めによります。

※4 「家族滞在」は「日本的小学校等、中学校等及び高等学校等を卒業（修了）していること」または「小学校等を卒業する年齢の前に日本に入国したことがあり、日本の中学校等及び高等学校等を卒業していること」のいずれかに該当し、かつ、日本に定着して就労する意思のある者に限ります。

※5 在留資格及び在留期間の記載がある「住民票の写し」（原本）または在留カードのコピーに加え、「出入国記録の写し」（原本）の提出が必要です。ここでいう「出入国記録」は、小学校を卒業する年齢の前に日本に入国したことを証明する書類として、申込者が出入国在留管理庁に開示請求を行い、取得した記録をいいます。

【注意事項】

・在留資格の記載が、上記以外の場合は支援対象となりません。

・「法定特別永住者」および「永住者」の人については、在留期間が記載された書類の提出は必要ありません。

大学等における修学の支援に関する法律による 授業料等減免の対象者の認定に関する申請書

A様式1

2026年 月 日

鹿屋体育大学長 殿

私は、貴学（貴校）に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者としての認定を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

- ◆ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校から減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
 - ◆ 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）を通じ、鹿屋体育大学が機構の保有する私の給付型奨学金に関する情報の送付を受けること、及び機構が鹿屋体育大学の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。
 - ◆ 現在、他の学校において、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免を受けておらず、当該授業料等減免の対象者の認定申請中でもありません。

※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。 (*を附した項目について、申請者のみ記入すること。)

【次のページにつづく】

申請書の作成にあたっての注意事項

- イ 大学等における修学の支援に関する法律による修学支援は、授業料等減免と給付型奨学金により行うこととしております。このため、あらかじめ機構に給付型奨学金の申込みを行ってください。給付奨学金の申込みがない場合、授業料等減免の申請書類審査等に一定の時間を要します。
 給付型奨学金の申込みを行わず（行う予定がなく）、「機構の給付型奨学金に関する情報」の欄を記入できない場合は、（別紙1）の提出が必要です。更に、本学に編入学又は転学（若しくは専攻科に入学）した学生等であって、編入学又は転学（若しくは専攻科に入学）する前に在学していた学校（大学、短大、高専、専門学校）が2つ以上ある場合は、あわせて（別紙2）の提出が必要です。家計急変による申込を行う場合は、あわせて（別紙3）の提出が必要です。（給付型奨学金をあわせて申し込む（既に申し込んでいる）場合は、別紙1～3の提出は不要です。）
 なお、給付型奨学金と授業料等減免の認定の要件は同一であるため、給付奨学金に申し込んだ結果、認定を受けることができなかった（給付奨学生として採用されなかった）場合は、同じ期間、授業料等減免の支援についても受けることはできません。
- ロ 給付型奨学金に未申請のため、「機構の給付型奨学金に関する情報」の欄を記入することができない場合は、直近の給付型奨学金の申請期間内に申請を行い、速やかにその旨を本学に申し出てください。
- ハ 「機構の給付型奨学金に関する情報」の欄について、予約採用における採用候補者は、採用候補者決定通知の受付番号を記入するとともに、学校から指示があった場合は採用候補者決定通知のコピーを添付してください。
- 二 過去に、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の支援を受けたことがある場合には、当該期間の月数を申告してください。
- ホ 入学年月について、編入学又は転学等により入学した場合は、その年月を記入してください。専攻科に在学している場合は、専攻科に入学した年月を記入してください。
- ヘ 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。
- ト 申請にあたっては、学校から配付される冊子等をよく読み、本制度について理解したうえで行ってください。特に、次のことについて留意してください。
 ① 定期的に実施される収入・資産額等の判定により、支援額が変更となったり、支援が停止する場合があること
 ② 定期的に実施される学業成績の判定により、支援が打ち切りとなったり、支援が遡って取り消される（減免が取り消されて授業料の支払いが必要となる）場合があること
 ③ 本制度による授業料等減免又は給付型奨学金のいずれか一方でも受ける場合、日本学生支援機構の第一種奨学金（無利子）の利用にあたって当該奨学金の貸与上限額が変更されること
 ※ 貸与上限額の詳細は日本学生支援機構のホームページや資料に記載しています。

新制度対象外入学者対象

2. 鹿屋体育大学独自の入学料免除・徴収猶予制度

入学料の免除、または徴収猶予（納付期限を延長する制度）を希望される場合は、下記の要領で取扱いいたしますので、必要書類を取り揃え、期限までに提出してください。

令和2年度から開始された高等教育の修学支援新制度（以下「新制度」という。）では、従来の制度に代わり、入学料減免、授業料減免および給付奨学金の支給による経済的支援が行われます。経済的支援を希望する学生は、原則として新制度の申込みを行っていただくことになります。以下にご案内する入学料免除および徴収猶予制度は、日本学生支援機構の給付奨学金の申込資格を持たず、新制度による支援を受けられない方が対象です。

入学料免除・徴収猶予申請は、対象者の家庭状況、経済状況等により提出書類が異なります。提出書類の中には、準備に期間を要するものもありますので、申請希望の場合は早めに申請書類の請求を行い、必要な提出書類をご確認くださいようお願ひいたします。

記

1. 対象

- (1) 経済的理由によって納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる場合（※1）
 - (2) 入学前1年以内において、入学する者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、または入学する者もしくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付が著しく困難であると認められる場合（※2）
- ※1 入学料免除申請の場合、上記（1）の事由は、大学院入学者に限り適用され、学部入学者には適用されません。入学料徴収猶予申請の場合は、学部入学者も適用されます。
- ※2 上記（2）の場合は、資格の有無を確認いたしますので、申請前に以下の問合せ先へ照会してください。
- (3) 日本学生支援機構の給付奨学金の申込資格（大学等への入学時期等に関する基準、在留資格等に関する基準）を満たさない場合
- 注）（1）または（2）の要件を満たし、かつ（3）に該当する方が対象です。

2. 許可の範囲

- (1) 免除の場合 定められた額の全額または半額の納付免除
- (2) 徴収猶予の場合 納付期限を最長で令和8年8月31日まで延長（※納付免除ではありません）

3. 申請書類の請求方法

申請書類は、大学ホームページ（以下URL）から「入学料免除申請書／入学料徴収猶予申請書」をダウンロードしてください。

<https://www.nifs-k.ac.jp/admission/procedure/entrance/>

4. 申請書類の各期限

- (1) 申請書類の配付開始 令和8年2月上旬から配付
(ホームページからのダウンロードは1月上旬より可能)
- (2) 申請書類の提出期限 指定された入学手続期間
※提出期限後の対応は一切行いません。

5. 注意事項

- (1) 各申請を受理された者は、選考結果の通知があるまでは入学料の徴収が猶予されますので、入学料は納付しないでください。選考結果の通知前に入学料を納付した場合は、申請を辞退したものとして取扱い、いかなる場合も返還いたしません。
- (2) 選考の結果、入学料免除が半額免除または不許可となり、かつ入学料徴収猶予を申請していなかった場合、もしくは不許可の場合は、選考結果の通知日から14日以内に定められた額を納付していただきます。期日までに入学料を納付しなかった場合は、除籍となりますので十分にご注意ください。
- (3) 入学料免除・入学料徴収猶予を申請後に入学を辞退する場合は、直ちに入学料を納付しなければなりません。

6. 問合せ先・申請書類請求先

鹿屋体育大学 学生課 生活支援係（入学料免除担当）

〒891-2393 鹿児島県鹿屋市白水町1番地

電話0994-46-4888

新制度対象外入学者対象

3. 鹿屋体育大学独自の授業料免除制度（令和8年度前期分）

授業料の免除を希望される場合は、下記の要領で取扱いいたしますので、必要書類を取り揃え、期限までに提出してください。

令和2年度から開始された高等教育の修学支援新制度（以下「新制度」という。）では、従来の制度に代わり、入学料減免、授業料減免および給付奨学金の支給による経済的支援が行われます。経済的支援を希望する学生は、原則として新制度の申込みを行っていただくことになります。以下にご案内する授業料免除制度は、日本学生支援機構の給付奨学金の申込資格を持たず、新制度による支援を受けられない方が対象です。

授業料免除申請は、対象者の家庭状況、経済状況等により提出書類が異なります。提出書類の中には、準備に期間を要するものもありますので、申請希望の場合は早めに申請書類の請求を行い、必要な提出書類をご確認くださいようお願いいたします。

記

1. 対象

- (1) 経済的理由によって納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる場合(※1)
 - (2) 入学前1年以内において、入学する者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、または入学する者もしくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付が著しく困難であると認められる場合(※2)
- ※1 授業料免除申請の場合、上記（1）の事由は、大学院入学者に限り適用され、学部入学者には適用されません。
- ※2 上記（2）の理由で免除を希望される場合は、事前に資格の有無を確認いたしますので、申請前に以下の問合せ先へ必ず照会してください。
- (3) 日本学生支援機構の給付奨学金の申込資格（大学等への入学時期等に関する基準、在留資格等に関する基準）を満たさない場合
 注）（1）または（2）の要件を満たし、かつ（3）に該当する方が対象です。

2. 許可の範囲

定められた額の全額または半額の納付免除

3. 申請書類の請求方法

申請書類は、大学ホームページ（以下URL）から「授業料免除申請書」をダウンロードしてください。（申請書類については、配付開始時期を日付にホームページに掲載します。）
<https://www.nifs-k.ac.jp/admission/procedure/entrance/>

4. 申請書類の各期限

- (1) 申請書類の配付期間 令和8年3月上旬～4月中旬（予定）
- (2) 申請書類の提出期間 令和8年4月中旬～下旬（予定）

※配付期間、提出期間の詳細は、大学ホームページ（上記3と同じURL）でご確認ください。

※提出期限後の対応は一切行いません。

5. 注意事項

- (1) 申請を受理された者は、選考結果の通知があるまでは授業料の徴収が猶予されますので、授業料は納付しないでください。選考結果の通知前に授業料を納付した場合は、申請を辞退したものとして取扱い、いかなる場合も返還いたしません。
- (2) 選考の結果、半額免除または不許可となつた場合、通知に基づき、指示された額を所定の期日までに納付していただきます。期日までに授業料を納付しなかった場合は、除籍となりますので十分にご注意ください。

6. 令和8年度後期分の授業料免除希望者の募集

令和8年6月下旬ごろに学内掲示にて通知します。

7. 問合せ先・申請書類請求先

鹿屋体育大学 学生課 生活支援係（授業料免除担当）

〒891-2393 鹿児島県鹿屋市白水町1番地

電話0994-46-4888

大学院博士課程入学者対象

4. 学業成績優秀者に対する授業料特別免除制度（令和8年度）

鹿屋体育大学では、学生の勉学意欲の向上及び優秀な人材の輩出を図ることを目的に、学業成績優秀者に対する授業料特別免除を実施しています。

令和8年度においても、大学院修士課程（2年次）または博士課程（博士後期課程及び3年制博士課程を示す。以下同じ。）に在学する者で、前年度（令和7年度）の学術研究活動で特に優れた業績を修めたと認められる学生に対して、下記のとおり授業料の特別免除を行います。

記

1. 特別免除対象者

- (1) 令和8年度修士課程2年次生
- (2) 令和8年度博士課程在学者（令和8年度入学者を含む）
ただし、次の者は除きます。
 - ① 標準修業年限を超えて在学する者
 - ② 長期履修学生として許可された修業年限を超えて在学する者

2. 選考方法

前年度1年間の学術研究活動において、別途定めた「評価基準」による得点が50点以上で、指導教員の推薦を得た者の中から各年次上位3名を選考します。

3. 免除対象授業料

令和8年度前期授業料

なお、「評価基準」による得点が75点以上の場合は、後期授業料も免除対象とします。

4. 申請書提出期限

令和8年4月6日(月)

5. その他

- (1) 特別免除者決定の可否については、5月上旬頃に通知する予定です。
- (2) 経済的理由による通常の授業料免除を希望する場合は、その申請も併せて行ってください。
- (3) 本特別免除を申請した場合は、特別免除者決定まで授業料納入が猶予されますので、それまでは授業料を納付しないでください。

6. 問合せ先・申請書類提出先

鹿屋体育大学 学生課 生活支援係（授業料免除担当）

〒891-2393 鹿児島県鹿屋市白水町1番地

電話0994-46-4888

5. 奨学金制度

日本学生支援機構奨学金等の申請等の取扱い

1. 日本学生支援機構（JASSO）奨学金

（1）貸与奨学金（第一種・第二種奨学金）・給付奨学金

●**予約採用：本学入学前の学校等において、JASSOの「予約採用候補者」となった者**

入学後にインターネット上で登録しなければなりません（進学届）

手続きは以下のとおりです。

- ① 採用時にJASSOから送付された書類の中に「採用候補者決定通知（進学先提出用）」および「進学前準備チェックシート」があることを確認してください。
※大学院採用候補者には、「進学前準備チェックシート」はありません。
- ② 入学時特別増額貸与奨学金について、「採用候補者決定通知」書面にて指示がある場合は、その指示に従ってください。
- ③ 本学入学後、速やかに「採用候補者決定通知（進学先提出用）」および記入済みの「進学前準備チェックシート」を学生課へ提出してください。
提出方法・提出期限については、学内掲示および本学ホームページにてお知らせします。
- ④ 適切に記入されている者に対し、登録用IDおよびパスワードを交付しますので、各自でインターネット上で入力してください。

詳細は、JASSOから送付された「採用候補者のしおり」で確認しておいてください。

●**在学採用：新たに貸与を受けたい者（予約採用候補者をのぞく）**

申請希望者に対し説明会を開催し、資料を配付いたします。

説明会は4月上旬～中旬ごろに開催しますので、申請希望者は学内掲示または本学ホームページで日程を確認し、必ず出席してください。事前に奨学金の内容等を確認したい場合は、日本学生支援機構（JASSO）のホームページ等でご確認ください。

※給付奨学金の申請にあたっては、別途入学料減免、授業料減免に係る申請手続きも必要となります。詳細は25ページの「高等教育の修学支援新制度に基づく入学料・授業料減免制度」をご参照ください。

（2）進学等により返還の猶予を希望する場合

本学入学前の学校等において、日本学生支援機構奨学金の貸与を受けていた者が、奨学金の返還の猶予を希望する場合は、スカラネット・パーソナルから「在学猶予願」の提出が必要になります。希望者は入学後、学生課にて手続きの説明を受けてください。

この手続きにより、本学在学中は、奨学金の返還が猶予されます。

※上記の説明における「在学猶予願」の提出は、本学学部入学者については高等学校等在学時、本学大学院修士課程入学者については高等学校等または大学学部等在学時、本学大学院博士課程入学者については高等学校等または大学学部等在学時または大学院修士課程等在学時に、貸与を受けていた奨学金のそれぞれに手続きが必要です。

2. その他の奨学金

各種の奨学団体から本学に対し奨学生募集の案内があった場合は、その都度学内掲示にて通知します。希望者は通知内容を確認のうえ、申請してください。